

16久保第4627号
平成16年12月10日



小郡三井医師会長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長



市町村合併に伴う生活保護実施機関等の変更について

生活保護行政につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当事務所管内におきましては、市町村合併に伴い福祉事務所の新設並びに所管区域の変更が行なわれます。

これに伴い、下記のとおり生活保護の実施機関名、生活保護法による「公費負担者番号」等が変わりますのでお知らせします。

なお、このことについて、福岡県保健福祉部監査保護課から指定医療機関各位に対しお知らせする予定です。

おって、入院外医療の給付を受けるため、指定医療機関窓口に提示していた「診療依頼書」について、合併後当該市福祉事務所の被保護者は使用できませんので、念のため申し添えます。

記

1 新設福祉事務所

適用年月日	事務所名 公費負担者番号	所在地及び連絡先	合併前の 市町村名	合併前の 所管事務所
平成17年 3月20日	うきは市福祉事務所 12404216	〒839-1393 うきは市吉井町新治316 TEL 0943-75-3111	浮羽郡 吉井町 浮羽町	福岡県久留米保健 福祉環境事務所

2 所管区域の変更

適用年月日	事務所名 公費負担者番号	所在地及び連絡先	合併前の 市町村名	合併前の 所管事務所
平成17年 2月5日	久留米市福祉事務所 12402012	〒830-8520 久留米市城南町15-3 TEL 0942-30-9023	久留米市 浮羽郡 田主丸町 三井郡 北野町 三潞郡 城島町 三潞町	久留米市福祉事務所 福岡県久留米保健 福祉環境事務所

※ 合併の月は、上記適用年月日の前日までの診療報酬等は合併前の所管事務所に、適用年月日以降は新市福祉事務所にご請求いただくこととなります。



小郡三井医師会より

担当理事 友清 明

平成16年12月 日

生活保護法による指定医療機関の長 各位

久留米市福祉事務所長

河 野 恭 子

市町合併に伴う、月遅れ分の診療報酬請求の注意点と外来受診の変更点について
(お知らせ)

平素より生活保護行政にご協力いただき誠に有難うございます。

さて、平成17年2月5日、久留米市は、北野町、田主丸町、城島町、三潴町の4町と合併します。

つきましては、合併に伴う、月遅れ分の診療報酬請求の注意点及び外来受診の受診方法の変更点を、下記のとおりお知らせします。

記

・ 月遅れ分の診療報酬請求について

合併日、平成17年2月4日以前に診療された4町の被保護者の診療報酬請求については、福岡県久留米保健福祉環境事務所が診療報酬の負担者になりますので、福岡県久留米保健福祉環境事務所が発行する医療券により、記載されている公費受給者番号と公費負担者番号にて請求してください。

合併4町、北野町、田主丸町、城島町、三潴町にかかる所管福祉事務所の変更

平成17年2月4日まで	平成17年2月5日から
<u>福岡県久留米保健福祉環境事務所</u> 〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 公費負担者番号 12400909 TEL 0942-30-1043	<u>久留米市福祉事務所</u> 〒830-8520 久留米市城南町 15-3 公費負担者番号 12402012 TEL 0942-30-9023

・ 外来受診の受診方法の変更について

合併日平成17年2月5日以降に、外来受診される4町の方は、医療機関の窓口で提示していた、福岡県久留米保健福祉環境事務所の『診療依頼書』は使用できません。

久留米市福祉事務所が発行する、医療給付要否意見書と医療券をもって受診します。

被保護者が、意見書、医療券をもたずに受診した場合は、保護手帳、福祉事務所への問い合わせ等により資格を確認してください。被保護者からの福祉事務所へ連絡にて、意見書、医療券は、福祉事務所から直接郵送いたします。

問い合わせ先 久留米市福祉事務所保護課 業務 医療担当 津田

TEL 0942-30-9023

生活保護法による指定医療機関の皆様へ
(診療報酬等請求についてのお知らせ)

平素より、生活保護行政に御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、平成17年2月5日、久留米市、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の1市4町の合併に伴い、福祉事務所の所管区域の変更が行われます。

平成17年2月5日以降は、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の被保護者に係る公費負担者番号や公費受給者番号が変わりますので、請求に当たっては下記の点にご注意ください。

- ・ 合併する平成17年2月は、合併前2月4日までの診療報酬等は、合併前の所管福祉事務所である、福岡県久留米保健福祉環境事務所の公費負担者番号及び公費受給者番号を使用して、請求してください。
- ・ 合併後の2月5日以降の診療報酬等は、合併後の所管福祉事務所である、久留米市福祉事務所の公費負担者番号及び公費受給者番号を使用して、請求してください。
- ・ 診療報酬等の請求に当たっては、公費負担者番号及び公費受給者番号を医療券又は調剤券で必ずご確認の上、請求してください。
- ・ なお、2月5日以降有効な、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の被保護者に係る医療券は、旧久留米市分と別に郵送いたします。

合併前所管区域

合併前の市町名	合併前の所管福祉事務所
久留米市	久留米市福祉事務所
三井郡北野町 浮羽郡田主丸町 三潨郡城島町 三潨郡三潨町	福岡県久留米保健福祉環境事務所 〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 Tel 0942-30-1043 公費負担者番号 12400909

所管区域の変更（平成17年2月5日）

合併後所管福祉事務所	所在地、連絡先及び公費負担者番号
久留米市福祉事務所	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 Tel 0942-30-9023 公費負担者番号 12402012

平成16年12月 日

生活保護法による指定介護機関の長 各位

久留米市福祉事務所長

河 野 恭 子

市町合併に伴う、月遅れ分の介護報酬請求の注意点について
(お知らせ)

平素より生活保護行政にご協力いただき誠に有難うございます。

さて、平成17年2月5日、久留米市は、北野町、田主丸町、城島町、三潴町の4町と合併します。
つきましては、合併に伴う、月遅れ分の介護報酬請求の注意点を、下記のとおりお知らせします。

記

・ 月遅れ分の介護報酬請求について

合併日、平成17年2月4日以前に介護サービスを提供された4町の被保護者の介護報酬請求については、福岡県久留米保健福祉環境事務所が介護報酬の負担者になりますので、福岡県久留米保健福祉環境事務所が発行する介護券により、記載されている公費受給者番号と公費負担者番号にて請求してください。

合併4町、北野町、田主丸町、城島町、三潴町にかかる所管福祉事務所の変更

平成17年2月4日まで	平成17年2月5日から
福岡県久留米保健福祉環境事務所 〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 公費負担者番号 12400909 TEL 0942-30-1043	久留米市福祉事務所 〒830-8520 久留米市城南町 15-3 公費負担者番号 12402012 TEL 0942-30-9023

生活保護法による指定介護機関の皆様へ

(介護報酬の請求についてのお知らせ)

平素より、生活保護行政に御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、平成17年2月5日、久留米市、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の1市4町の合併に伴い、福祉事務所の所管区域の変更が行われます。

平成17年2月5日以降は、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の被保護者に係る公費負担者番号や公費受給者番号が変わりますので、請求に当たっては下記の点にご注意ください。

- ・ 合併する平成17年2月は、合併前2月4日までの介護報酬は、合併前の所管福祉事務所である、福岡県久留米保健福祉環境事務所の公費負担者番号及び公費受給者番号を使用して、請求してください。
- ・ 合併後の2月5日以降の介護報酬は、合併後の所管福祉事務所である、久留米市福祉事務所の公費負担者番号及び公費受給者番号を使用して、請求してください。
- ・ 介護報酬の請求に当たっては、公費負担者番号及び公費受給者番号を介護券で必ずご確認の上、請求してください。
- ・ なお、2月5日以降有効な、北野町、田主丸町、城島町、三潨町の被保護者に係る介護券は、旧久留米市分と別に郵送いたします。

合併前所管区域

合併前の市町名	合併前の所管福祉事務所
久留米市	久留米市福祉事務所
三井郡北野町 浮羽郡田主丸町 三潨郡城島町 三潨郡三潨町	福岡県久留米保健福祉環境事務所 〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 Tel 0942-30-1043 公費負担者番号 12400909

所管区域の変更（平成17年2月5日）

合併後所管福祉事務所	所在地、連絡先及び公費負担者番号
久留米市福祉事務所	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 Tel 0942-30-9023 公費負担者番号 12402012